

「国連軍地位協定とは何か」【第4回】

三上 大二

筆者紹介：88 幹候。外務省出向、おおよど艦長、余市防備隊司令を経て、現在、幹部学校企画部長。

本稿は、筆者が第 61 期幹部高級課程の特別研究のテーマとした「国連軍地位協定」の内容について、2011 年 11 月の「波濤通巻 217 号」に掲載されたものに加筆、修正及び追記したものを 5 回に分割して再掲載するものである。なお、脚注の URL については、極力再アクセスしアップデートしたが、アップデート不能な URL は 2011 年当時のままとした。

【第 1 回】

はじめに

1 国連軍地位協定とは何か

- (1) 締結の経緯
- (2) 他の地位協定との比較

【第 2 回】

2 日本国内での国連軍の活動

- (1) 朝鮮戦争勃発から英連邦軍撤収までの活動
- (2) 英連邦軍撤収後から現在までの活動

【第 3 回】

3 国内での議論

- (1) 国連軍地位協定締結前後
- (2) 日米安保条約の改定時
- (3) 沖縄返還の前後
- (4) 周辺事態法整備の前後
- (6) 有事対処法制整備の前後

【第 4 回】

4 国連軍地位協定を巡る国内外情勢の推移

- (1) 変化しなかった事項
- (2) 変化した事項

5 国連軍地位協定の今日的意義と今後の展望

- (1) 国連軍地位協定の今日的意義
- (2) 今後の展望（2011 年時点）

【第 5 回】

6 再掲載にあたっての追記

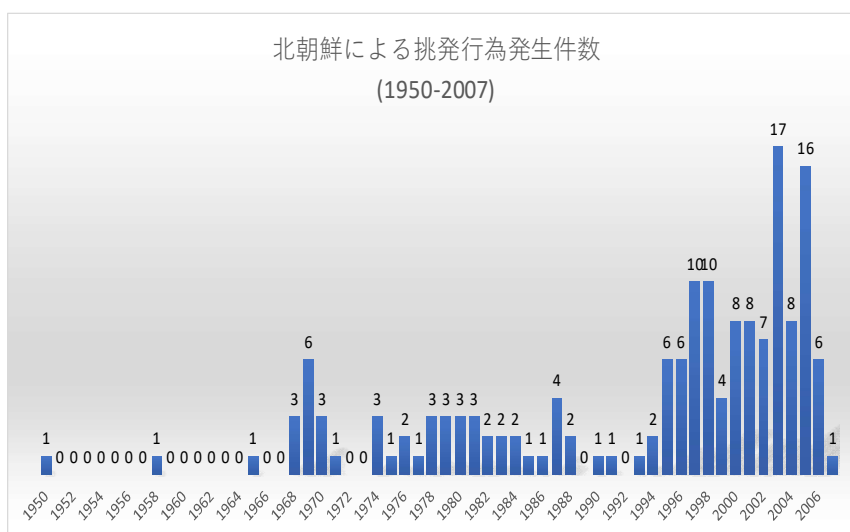
- (1) 2012 年以降の安全保障環境の変化
- (2) その他の取極めと国連軍地位協定
- (3) 嘉手納飛行場の瀬取り監視での活用
- (4) 中国に対するプレゼンス上の効果
- (5) 同盟による抑止力とミサイル射程圏内の兵站拠点
おわりに

4 国連軍地位協定を巡る国内外情勢の推移

国連軍地位協定が締結されてからの 60 年間の国内外情勢の推移を変化しなかった事項と変化した事項とにまとめると次のようになる。

(1) 変化しなかった事項

まず、何といたっても北朝鮮における南北の対峙状況には



資料（脚注 68）から筆者作成

基本的に変化がないことである。米国を中心とした多国籍軍ともいえる

朝鮮国連軍の枠組みは依然として存在し、日本はその強固な兵站拠点として機能し続けている。このことは国

連軍地位協定が存続・維持されている大きな理由である。なお、北朝鮮はたびたび休戦協定違反を起こし⁷⁰、休戦協定の実効性を確保する朝鮮国連軍の存在意義はいささかも薄れることはない。

(2) 変化した事項

60 年間の間には次のような出来事が起きたが、国連軍地位協定は何ら改定されることはなかった。(かつこ内は筆者の解釈)

- 1956 年 英連邦軍が日本を撤収⁷¹ (協定の主体となる軍隊がほぼ消滅)
- 1960 年 日米安保条約改定⁷² (行政協定は日米地位協定に改定)
- 1961 年 日朝友好協力及び相互援助条約締結⁷³
- 1964 年 中共、原子爆弾実験に成功
- 1972 年 ニクソン訪中・日中国交正常化⁷⁴ (紛争当事国間の一部和解)
- 1969 年 中ソ紛争
- 1989 年 米ソ冷戦終結 (欧州における冷戦構造の消滅)
- 1991 年 南北朝鮮が国連に同時加入 (朝鮮戦争の当事国全てが国連加盟)
- 1996 年 日米安保共同宣言⁷⁵
- 1997 年 日米、新ガイドライン締結 (周辺事態：朝鮮戦争に対する自衛隊の間接的関与を定義)
- 1998 年 北朝鮮のミサイル発射 (北朝鮮による独自の安全保障の模索)
- 1999 年 能登半島沖工作船事件 (初の海上警備行動：不法行動に対し自衛隊を活用する意思表示)

⁷⁰ Hannah Fischer, et al. “North Korean Provocation Actions, 1950-2007, Updated April 20, 2007”, CRS Report for Congress, 2007, Congressional Research Service p.3-p.33 <<https://spg.fas.org/crs/row/RL30004.pdf>> accessed on 21 April, 2022.

⁷¹ 千田武志『英連邦軍の日本進駐と展開』(お茶の水書房、1997 年) 343 頁。

⁷² 日米安保条約改定時、国連軍地位協定の存在は、「吉田・アチソン交換公文に関する交換公文」の取り交わしにより、引き続き有効であることが確認された。「日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約」(吉田・アチソン交換公文に関する交換公文) 外務省 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1960/s35-shiryō-001.htm#<>> 2022 年 4 月 21 日アクセス。

⁷³ 李成日『中国の朝鮮半島政策－独立自主外交と中韓国交正常化』(慶應義塾大学出版会、2010 年 10 月) 47 頁。

⁷⁴ 「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc_seimei.html> 2022 年 4 月 21 日アクセス。

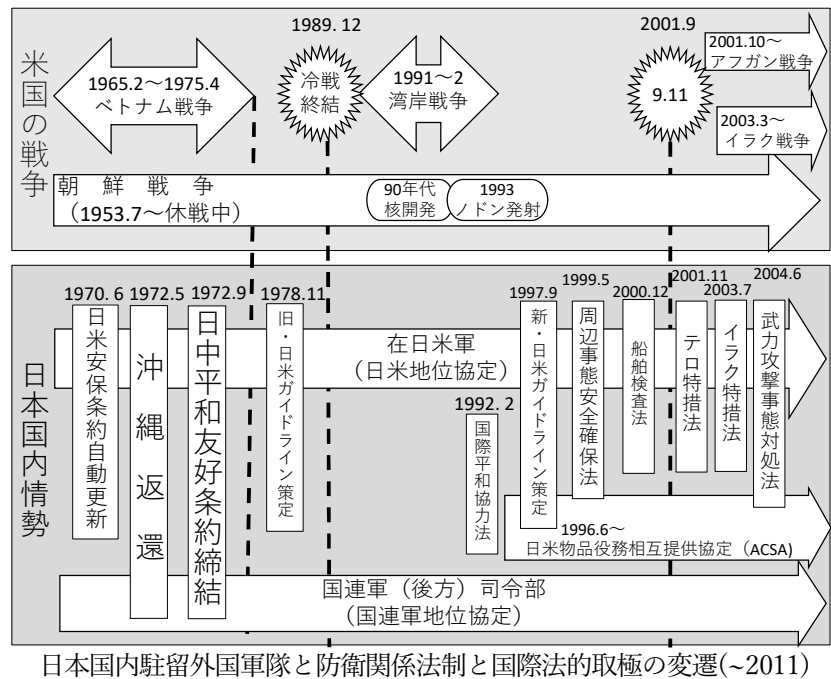
⁷⁵ 外務省「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン) についての解説『外交フォーラム』9(7)1996-06 (都市出版 1996 年) 160 頁。

1999 年 周辺事態安全確保法成立（自衛隊による国連軍支援は想定外⁷⁶）

2008 年 日豪安保共同宣言（北東アジアにおける多国間枠組みへの自衛隊の関与の第 1 歩）

2010 年 日豪 ACSA 署名（日本政府は、日豪 ACSA と国連軍地位協定とは、目的において異なるものであり、両者が影響しあっていないとしている。）

また、国連軍地位協定の締結国で、日本、米国、フランス共和国を除いた各国が、北朝鮮と外交関係を樹立した。1975 年のタイ王国に始まり、1998 年に南アフリカ連邦が、2000 年には、イタリア、オーストラリア、フィリピン及び連合王国が、2001 年にはトルコ、カ



ナダ及びニュージーランドが相次いで外交関係を樹立している⁷⁷。これらの国々が国連軍地位協定を破棄したかというそうではない。各国の外交には常に戦略的なヘッジがかけられている。仮に、日本国政府が国連軍地位協定に対して、ある種の消極的姿勢をとっていたとしても、これらの国々は一向に気にせず、一方で北朝鮮との外交関係を結びつつ、他方で国連軍地位協定による利益も享受しているのである。

5 国連軍地位協定の今日的意義と今後の展望（2011 年時点）

（1） 国連軍地位協定の今日的意義

⁷⁶ 第 145 回国会、衆議院予算委員会会議録第 8 号（平成 11 年 3 月 2 日）竹内行夫政府委員答弁「国連軍地位協定におきましては、そのような場合に例えば自衛隊が武器弾薬を国連軍のために輸送するというようなことは全く想定されておりませんし、規定もございませんし、そういうことは地位協定上ないと考えます。」

⁷⁷ THE NATIONAL COMMITTEE OF NORTH KOREA, “DPRK Diplomatic Relations”,
<https://www.ncnk.org/resources/briefing-papers/all-briefing-papers/dprk-diplomatic-relations/> accessed on 22 April, 2022.

国連軍地位協定が改定されずに維持されてきたことについてこれまで述べてきた。ところで、国連軍地位協定の今日的意義についてはどうであろうか。冷戦終了後も朝鮮半島における緊張関係が継続している限り、強力な兵站拠点としての日本の地位は揺るぎないものである。国際法的にそれを担保する国連軍地位協定の伝統的意義は正にその点にある。このことは今日も不変である。国連軍地位協定の枠組みを通じて安全な兵站拠点として存在する日本のパワーが朝鮮半島に及ぼす影響は大きい。

(2) 今後の展望 (2011 年時点)

約 200 基と言われるノドン・ミサイル⁷⁸の射程圏内に位置する日本としては、国連軍地位協定をどのようにとらえて、自らの安全保障のためにアップデートさせることができるのだろうか。朝鮮戦争勃発当初、占領下の日本は相当の規模で国連軍の後方支援をした⁷⁹。休戦後に国連軍地位協定で規定された国内での施設の使用の許諾、役務の提供⁸⁰のみならず、朝鮮半島地域での兵員輸送⁸¹や水陸両用作戦に伴う機雷掃海も実施していた⁸²。そうした軍事的所要は、朝鮮で戦闘が再開されれば、再び発生し得るものである。ましてや今日の日本には自衛隊という、ある程度の軍事力が備わった状態である。それにもかかわらず、1950 年代当時と同程度の協力のみで、ひそかに特需⁸³の再来だけを期待していることが許されるだろうか。もしも今日の日本が、当時以上の協力を拒めば、日米同盟の存続が危ぶまれるであろう。逆に日本の国連を重視する立場から言えば、現状の国連軍地位協定における、自衛隊と国連軍の関係を整理し、周辺事態の米軍支援に準じた措置を自衛隊が可能なように法整備す

⁷⁸ ノドンの基数については、ベル在韓米軍司令官は、2006 年 3 月 7 日の米上院軍事委員会で「通常弾頭や化学弾頭を搭載した状態で日本に到達可能な射程 1,300 km のノドンミサイルを 200 発保有」と書面証言した。STATEMENT OF GENERAL B.B. BELL COMMANDER, UNITED NATIONS COMMAND; COMMANDER, REPUBLIC OF KOREA-UNITED STATES COMBINED FORCES COMMAND; AND COMMANDER, UNITED STATES FORCES KOREA BEFORE THE SENATE ARMED SERVICES COMMITTEE, 7 March, 2006 <<http://wwwarmed-services.senate.gov/statement/2006/March/Bell%2003-07-06.pdf>> accessed on March 29, 2011.

⁷⁹ 芦田茂「朝鮮戦争と日本－日本の役割と日本への影響－」『防衛研究所 戦史研究年報』第 8 号 (2005 年 3 月) 103-121 頁。; United Nations and Republic of Korea Forces – Japanese Contributions, Online Library of Selected Images: -- EVENTS -- <<http://www.history.navy.mil/photos/events/kowar/un-rok/jpn.htm>> accessed on December, 2010.

⁸⁰ 石丸安蔵「研究ノート 朝鮮先頭と日本の港湾－国連軍への支援とその影響－」『防衛研究所紀要』第 9 巻 第 3 号 (2007 年 2 月) 92-105 頁。

⁸¹ 石丸安蔵「朝鮮戦争と日本の関わり－忘れられた海上輸送－」防衛研究所 戦史研究年報』第 11 号 (2008 年 3 月) 21-30 頁。

⁸² 鈴木英隆「朝鮮戦争に出撃した日本特別掃海隊－その光と影－」『防衛研究所 戦史研究年報』第 8 号 (2005 年 3 月) 26-46 頁。

⁸³ 芦田茂「朝鮮戦争と日本－日本の役割と日本への影響－」『防衛研究所 戦史研究年報』第 8 号 (2005 年 3 月) (防衛研究所, 2005 年) 124-126 頁。

ることは、複雑な集団的自衛権の議論を回避して、「国連協力」の名のもと、自衛隊と国連軍の協力枠組みを確立できる可能性を示唆している。

（本コラムに示された見解は、幹部学校における研究の一環として発表する筆者個人のものであり、防衛省、海上自衛隊の見解を表すものではありません。）